



平成 28 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 アシードホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河本 大輔
(コード番号 9959 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員 橋本 義徳
経営企画グループ担当
(TEL . 084 - 923 - 5552)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は、付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づいて引き受けが行われるものであります。

記

・新株予約権を発行する目的及び理由

本件は、平成 31 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向け、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績目標へのコミットメントを強めるとともに業績向上に対するインセンティブとして、新株予約権を発行するものです。また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、本新株予約権の行使に際しては当社が保有する自己株式を割当処分することを予定しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行株式総数（自己株式を除く）に対して最大で 0.2%程度の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の全てが行使可能となるためには中期経営計画の経常利益目標 10 億円をその最終年度である平成 31 年 3 月期に達成することを条件としているほか、平成 31 年 3 月期の経常利益が平成 28 年 3 月期の経常利益実績 4.7 億円の約 1.5 倍となる 7 億円を下回った場合には新株予約権が行使できない条件を設定しております。このような高い業績目標が達成されることは、当社の企業価値や株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模への影響は合理的なものであると考えております。

・新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の総数

2,515 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 251,500 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、上記のほかに、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 671 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} / \text{分割または併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行 1 株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整できるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成31年7月1日から平成34年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成31年3月期の連結経常利益が10億円に達した場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の100%を行使することができる。また、連結経常利益が7億円以上、10億円未満の場合に行使可能な割合は、下記の式に基づいて計算される。但し、連結経常利益が7億円を下回った場合は権利を行使できない。

$$\text{行使可能な割合(\%)} = \text{平成31年3月期の連結経常利益} / 1,000,000,000 \times 100$$

* 小数点以下切り捨て

なお、上記における連結経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使することができる割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

各本新株予約権1個未満の行使はできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 12 月 26 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得できる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.(2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3.(3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.(3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3.(4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3.(6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8 . 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 28 年 12 月 26 日

9 . 申込期日

平成 28 年 12 月 19 日

10 . 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	4 名	140 個
当社従業員	5 名	90 個
当社子会社取締役	9 名	315 個
当社子会社従業員	123 名	1,970 個

. 支配株主との取引等に関する事項

1 . 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主の近親者である当社代表取締役河本大輔（割当個数 35 個）及び子会社取締役大戸章浩（割当個数 35 個）を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成 28 年 6 月 24 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しており、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行にあたっては、同指針に基づいた審査並びに手続きにより決定しております。

『当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。

なお、当社の事業活動における関連性はなく、また事業活動の制約もないことから経営の独立性が確保されているものと認識しております。』

2 . 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータ

ス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額による割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、河本大輔及び大戸章浩は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておりません。

3．当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）である右佐林勝好氏より、「本新株予約権は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、発行条件は適正であり、発行手続きについても当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない」旨の意見を得ております。

以上